

項 目 別	技能訓練所 (強制工作受處分人)		少年矯正學校 (受感化教育學生)		看 守 所		少年觀護所	
	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數	新 入 校 人 數	月 在 (校 年) 人 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數
	人	人	人	人	人	人	人	人
108年	64	133	473	662	8,164	2,374	3,443	303
109年	105	176	475	706	7,434	2,245	3,507	318
110年	132	-	362	636	6,707	2,255	2,742	316
111年	-	-	405	605	6,916	2,151	2,731	290
2月	-	-	26	599	341	2,027	176	276
3月	-	-	32	607	659	2,039	259	287
4月	-	-	38	615	493	2,052	220	283
5月	-	-	26	626	539	2,010	171	233
6月	-	-	36	645	543	2,057	239	266
7月	-	-	28	608	700	2,201	263	296
8月	-	-	37	590	583	2,125	247	280
9月	-	-	35	585	523	2,095	220	278
10月	-	-	32	582	534	2,100	214	265
11月	-	-	37	593	712	2,207	248	281
12月	-	-	33	605	651	2,151	235	290
112年1-2月	-	-	61	598	1,135	2,286	383	244
較上年同期±%	-	-	-14.1	-0.2	15.9	12.8	-7.7	-11.6
1月	-	-	27	588	523	2,173	167	248
2月	-	-	34	598	612	2,286	216	244

(續下表)

項 目 別	勒 戒 處 所					戒 治 所			少年矯正學校	
	新 入 所 人 數	實 際 出 所 人 數	有 傾 向 繼 續 施 用	無 傾 向 繼 續 施 用	月 在 (所 年) 人 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數	月 容 受 (於 戒 治) 底 分 所 人 暫 收 之 數	新 入 校 人 數	月 在 (校 年) 人 底 數
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
108年	3,786	3,861	384	3,476	369	397	272	-	121	375
109年	3,681	3,208	339	2,869	790	346	255	-	127	335
110年	12,562	11,433	2,185	9,247	1,810	2,208	932	-	251	738
111年	13,499	13,962	1,623	12,335	1,122	1,641	859	-	431	719
2月	1,139	975	104	871	1,432	105	1,021	-	26	712
3月	1,600	1,187	125	1,062	1,830	126	1,076	-	37	728
4月	1,217	1,440	180	1,259	1,591	181	1,118	-	40	738
5月	1,133	1,307	161	1,144	1,363	163	1,096	-	31	750
6月	1,126	1,107	125	982	1,343	126	1,043	-	37	770
7月	1,261	1,026	99	927	1,560	100	973	-	30	731
8月	1,092	1,296	168	1,128	1,343	172	965	-	39	715
9月	938	1,119	149	970	1,146	151	987	-	38	713
10月	1,036	907	118	789	1,264	119	976	-	33	707
11月	993	1,030	92	938	1,221	93	880	-	37	719
12月	936	1,026	117	909	1,122	120	859	-	34	719
112年1-2月	1,600	1,527	190	1,337	1,176	192	811	-	64	712
較上年同期±%	-26.2	-39.3	-34.3	-40.0	-17.9	-33.8	-20.6	-	-14.7	-
1月	584	832	87	745	863	90	835	-	27	700
2月	1,016	695	103	592	1,176	102	811	-	37	712

說明：1.110年12月10日司法院釋字第812號解釋宣告強制工作處分違憲，嗣後即無該類收容人。

(續完)

2.勒戒處所實際出所人數含有繼續施用毒品傾向移送戒治、無繼續施用毒品傾向出所、裁定不付觀察勒戒或逾期不為裁定者。

3.少年矯正學校明陽中學收容執行刑罰之學生(少年受刑人)，誠正中學及110年8月1日由桃園少輔院、彰化少輔院改制之敦品、勵志中學收容受感化教育學生。